

丹波市分別収集計画（第11期）

令和7年10月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、当市が有する最終処分場についても残余容量に限りがあるため、有用な活用を図ることが必要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくりの推進
- ・ 市民（消費者）、事業者、行政が一体となった取組による環境負荷の少ない社会の実現
- ・ より一層の積極的な容器包装廃棄物の排出抑制の促進及び分別収集による廃棄物資源の有効利用

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法のに基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	3,751 t	3,697 t	3,625 t	3,566 t	3,509 t
製品プラスチック	376 t	372 t	367 t	362 t	357 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・ごみを出さないライフスタイルへの変革の促進

ごみの発生抑制、再使用を重視したライフスタイルへの変革を促すための啓発活動を行い、過剰包装の抑制や使い捨て商品の使用抑制、製品をできる限り長く使用するといった意識の醸成を図る。

・市民が行うリサイクル活動の推進

自治会の市民団体が行う資源ごみの集団回収について、資源ごみ集団回収奨励金を交付することで、活動に対する支援を行い、ごみの減量とリサイクルの推進を図る。

・啓発施設を活用した環境教育の充実

学校や地域からの施設見学を積極的に受入れ、映像や学習機器、施設見学などを活用し、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみ

の適切な出し方に関する環境教育活動に積極的に取り組む。

- ・啓発事業の実施

出前講座やリサイクル教室の実施により環境問題への理解、分別排出や資源の再使用についての意識を高める。

児童を対象とするリサイクル教室の実施により循環型社会の担い手となるための環境意識を築くきっかけとなる機会を提供する。

- ・情報提供の充実

市民、事業者に対して、広報紙やホームページを活用して、ごみ排出量の現状や分別方法、分別不適合物等について広く情報を提供する。

ごみカレンダー、ごみ分別アプリを活用して、ごみの適切な排出方法等の情報提供を容易に行うことを可能にすることで、住民のごみ出しの利便性の向上、分別排出及びごみの適切な出し方に関する情報を提供する。

市内在住の外国人に対して、ごみカレンダーの外国語版を作成することで、ごみの適切な出し方に関する情報を提供する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、丹波市が有する収集機材、中間処理施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		かん
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
		プラスチックごみ
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		プラスチックごみ

※収集に係る分別の区分については、令和9年度まで山南地域のみ缶・ガラスびん混合。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	50.7 t		47.8 t		45.2 t		42.7 t		40.3 t	
主としてアルミ製の容器	60.5 t		60.5 t		60.5 t		60.5 t		60.5 t	
無色のガラス製容器	(合計) 96.4 t		(合計) 92.3 t		(合計) 88.3 t		(合計) 84.5 t		(合計) 80.9 t	
	(引渡) 0.0 t	(独自) 96.4 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 92.3 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 88.3 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 84.5 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 80.9 t
茶色のガラス製容器	(合計) 102.0 t		(合計) 97.5 t		(合計) 93.4 t		(合計) 89.4 t		(合計) 85.6 t	
	(引渡) 0.0 t	(独自) 102.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 97.5 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 93.4 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 89.4 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 85.6 t
その他のガラス製容器	(合計) 44.3 t		(合計) 42.4 t		(合計) 40.6 t		(合計) 38.9 t		(合計) 37.2 t	
	(引渡) 44.3 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 42.4 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 40.6 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 38.9 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 37.2 t	(独自) 0.0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	7.5 t		7.4 t		7.2 t		6.9 t		6.8 t	
主として段ボール製の容器	229.2 t		226.2 t		223.3 t		220.4 t		217.5 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 58.9 t		(合計) 58.1 t		(合計) 57.4 t		(合計) 56.6 t		(合計) 55.9 t	
	(引渡) 56.0 t	(独自) 2.9 t	(引渡) 55.2 t	(独自) 2.9 t	(引渡) 54.5 t	(独自) 2.9 t	(引渡) 53.8 t	(独自) 2.8 t	(引渡) 53.1 t	(独自) 2.8 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 100.6 t		(合計) 99.5 t		(合計) 98.5 t		(合計) 97.4 t		(合計) 96.4 t	
	(引渡) 0.0 t	(独自) 100.6 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 99.5 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 98.5 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 97.4 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 96.4 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 353.0 t		(合計) 348.3 t		(合計) 343.8 t		(合計) 339.4 t		(合計) 335.0 t	
	(引渡) 347.1 t	(独自) 5.9 t	(引渡) 342.5 t	(独自) 5.8 t	(引渡) 338.1 t	(独自) 5.7 t	(引渡) 333.7 t	(独自) 5.7 t	(引渡) 329.4 t	(独自) 5.6 t
(うち白色トレイ)	(合計) 2.9 t		(合計) 2.9 t		(合計) 2.9 t		(合計) 2.8 t		(合計) 2.8 t	
	(引渡) 0.0 t	(独自) 2.9 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 2.9 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 2.9 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 2.8 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 2.8 t
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) 64.8 t		(合計) 64.0 t		(合計) 63.1 t		(合計) 62.3 t		(合計) 61.5 t	
	(引渡) 64.8 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 64.0 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 63.1 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 62.3 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 61.5 t	(独自) 0.0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直前年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
58,923人 (対前年度比) -1.30%	58,157人 (対前年度比) -1.30%	57,401人 (対前年度比) -1.30%	56,655人 (対前年度比) -1.30%	55,918人 (対前年度比) -1.30%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん	市による定期収集 市民団体による集団回収	市 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市による定期収集 市民団体による集団回収	市 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集 市民団体による集団回収 店頭回収	市 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期収集 市民団体による集団回収	市 民間業者
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	市による定期収集 市民団体による集団回収	市 民間業者

プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集 市民団体による集団回収 店頭回収	市 民間業者
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	店頭回収	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチックごみ	市による定期収集	市
	製品プラスチック			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

丹波市クリーンセンターにてスチール製容器、アルミ製容器、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの選別、圧縮、保管を行う。ガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装についても、同施設にて選別、保管を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者からの委員で構成される丹波市廃棄物減量等推進審議会により、市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進める。また、自治会等の市民団体の協力により、自主的な地域リサイクル活動を推進する。
- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行う。
- ・施設見学、リサイクル教室等を実施し、ごみの減量化、資源の再利用、分別についてなど啓発を行う。